

柏原浄水場濃縮槽等更新工事

特 記 仕 様 書

狭山市上下水道部

第1章 総 則

第1節 工事概要

工 事 名：柏原浄水場濃縮槽等更新工事

工事場所：狭山市柏原6 1 2番地外

工事内容：（1）濃縮槽（排水処理施設）更新
（2）計装機器更新
（3）付帯工

第2節 一般事項

1 概 要

本特記仕様書は、「柏原浄水場濃縮槽等更新工事」に関するものである。

受注者は、設計図書および監督員の指示に従い誠意をもって、機器及び装置の設計、製作、運搬、据付、試験、調整に当たるものとする。これらの機械及び装置は、性能、強度、耐久度に関し相互間の協調がとれ、既存の配水設備及び電気設備等と一体となり、円滑に運転ができるような施設としなければならない。

2 施 工

受注者は、特記仕様書(以下仕様書という)および設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項であっても、施工上当然必要とされるものについては、受注者の責任において行わなければならない。また、設計図書の数量等は参考数量であるから、実施にあたっては承諾図及び施工図を作成のうえ監督員と協議し、施工しなければならない。

工事の施工に際し設計図書を把握し、埼玉県建築工事実務要覧、埼玉県企業局建設工事共通仕様書（上工水道編）、狭山市建設工事請負契約約款及び日本水道協会発行の「水道工事標準仕様」等に則り施工すること。

3 変更の範囲

本工事の施工上必要であれば、実施工事図を提出して、監督員の承認を得て変更することができる。ただし、本変更の範囲は設計の本質的機能を変えるものであってはならない。また、現場の納まり、取り合わせ等の関係によって生じる機器の取り付け位置、配管路及び取付方法等の軽微な変更は、契約金額に増減なく施工すること。

4 疑義の解釈

仕様書および設計図書の事項について疑義を生じた場合の解釈は、監督員の指示に従わなければならない。

5 法令等の適用

受注者は、仕様書に記載する各種工事を、下記関係法令に従い施工しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 電気事業法
- (3) 建築基準法
- (4) 消防法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 電気用品安全法
- (7) 労働安全衛生規則
- (8) その他本工事に関する法令

6 基準・規格

受注者は、仕様書に記載する各種工事を、下記関係基準規格に従い施工しなければならない。

- (1) 水道施設技術基準
- (2) 水道施設設計指針
- (3) 水道維持管理指針
- (4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建設工事標準仕様書
- (5) 日本工業規格 (JIS)
- (6) 日本水道協会規格
- (7) 電気設備技術基準
- (8) 内線規程
- (9) 電力会社供給約款
- (10) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (11) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (12) 日本電線工業会規格 (JCS)
- (13) その他本工事に関する基準、規格等

7 各官庁への手続

受注者は、関係諸官庁等に対する一切の手続きを行なうとともに、常に密接な連絡を保ち設備使用開始に支障のないようにしなければならない。また、これに必要な経費は受注者の負担とすること。

8 主任（監理）技術者

受注者は、本工事契約後速やかに主任（監理）技術者および現場代理人を定めて本市に届けなければならない。

9 機械器具および工事材料の管理

工事に使用する各種材料および機械器具は、工程表に従い工事の進捗に支障のないよう手配

すると共に、品質管理および保管管理等は受注者が責任を持って行うものとする。

また、使用機械は環境に配慮し、排ガス対策・低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種及び規格については、施工計画書等に明記すること。

1 0 用地の使用

無償貸与以外の民有地等を利用する場合の借上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

施設運転管理業者用の駐車スペースを確保すること。

1 1 工事用電力等

工事用電力等に係る費用及び使用料金は受注者の負担とする。

1 2 調査及び設計

受注者は、工事着工に先立ち現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行い、十分に実情を把握したうえで工事を施工しなければならない。また本特記仕様書及び設計図書に基づく確認、検討、打合せ、調整等を行い本施設に合った最適な機器及び材料を選択し、機器製作及び据付工事にあたるものとする。

1 3 施設の安全

受注者の責に帰すべき施工中の事故損害等が発生した場合や、既設構造物、機器、水質等に汚染及び損傷を与えたときは無償で受注者は監督員の指定する期間内に、修理又は交換しなければならない。また、設備が稼働中の場合の試運転調整及び実負荷調整は、監督員及び施設管理担当職員と事前に協議を行い、断水事故等が発生しないよう注意して作業を行うこと。

1 4 衛生管理

本工事場所は、水道施設であり飲料水を取扱っているため、衛生には十分注意し油脂及び薬剤等の飲料水に不適なものは取扱いに十分注意すること。また、水道法第21条に基づく健康診断結果を監督員に報告すること。

1 5 地元対策等

地元対策については十分配慮し、トラブルの原因を作らない様に努めること。

なお、苦情があった場合は、直ちに監督員に報告するとともに適切な措置を講じること。特に騒音対策には十分配慮すること。

1 6 交通安全

工事関係車両等の進入退出ルートは、施設周辺の環境を十分調査したうえで監督員及び他工事担当者と協議のうえ決定し、施工計画書を作成し、提出すること。

施設周辺の道路の使用にあたっては、一般の通行を優先し、作業車、運搬車等の交通

安全に十分留意すること。また、必要に応じて進入退出路に誘導員を配置し、交通安全に努めること。

1.7 提出書類

受注者は、下記の書類、図面、図書および監督員が指示する書類、図面を提出しなければならない。これに要する費用は、受注者の負担とする。

(1) 工事工程表	1部
(2) 現場代理人通知書	1部
(3) 施工計画書	1部
(4) 緊急連絡先通知書	1部
(5) 事故発生報告書	1部
(6) 下請負者通知書	1部
(7) 機器設計製作打合せ議事録	1部
(8) 施工設計図の承認申請書	2部
(9) 機器設計製作図書の承認申請書	2部
(10) 製品（工場）検査申請書	1部
(11) 検査試験成績書	2部
(12) 工事完成図書	3部
(13) 工事記録写真帳	1部
(14) 工事完成図書データ（電子媒体）	1部
(15) その他監督員の指示する書類	1部

1.8 建設廃棄物の再資源化等

(1) 受注者は、資源有効利用促進法等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め、各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

- 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）
 - ①1,000m³以上の土砂を搬入する工事
 - ②500 t 以上の砕石を搬入する工事
 - ③200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
 - ④最終請負金額100万円以上の工事
- 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）
 - ①1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ②アスコン塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200 t 以上搬出する工事
 - ③最終請負金額100万円以上の工事

受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づき、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

- (2) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。

受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ①特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ②特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

1.9 土砂、アスファルト廃材、コンクリート廃材等

(1) 土砂搬出入先

掘削土は仮置き場まで搬出し、同量を埋戻し土として利用する予定である。掘削土の仮置き場は監督員と協議の上決定すること。

(2) アスファルト廃材、コンクリート廃材

アスファルト廃材、コンクリート廃材は、埼玉県の許可を取得している中間処分場への搬出を基本とし、極力リサイクルに努める。

搬出先は監督員と協議の上決定すること。

(3) 500 m³以上の建設発生土を搬出する場合、「埼玉県土砂の排出、たい積の規制に関する条例」に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出すること。

2.0 機器の機能維持

受注者は工事完了後、総合試運転までの間、設備の機能維持に必要な措置を講じなければならない。

2.1 総合試運転

受注者は監督員の指示する期間に総合試運転に協力する義務を負うものとする。

2.2 保証期間

本工事における機器類の保証期間は、竣工検査後1ヶ年とする。万一保証期間内において受注者の起すべき原因（機器の不良、工事の不完全）による事故が発生した場合は、監督員の指示により無償にて補修または新品に交換すること。

第3節 仮設工事

1 仮設物

- (1) 受注者詰所、工作小屋、材料置場、便所等の仮設物を設ける必要のある場合には、設置位置その他について、監督員の承認を受けなければならない。
- (2) 火を使用する場所、引火性材料の貯蔵所はなるべく建築物及び仮設物から隔離した場所を選び、関係法規の定めるところに従い、防火構造又は不燃材料等で覆い、消火器を設備することとする。
- (3) 工事中足場等は、堅牢に仮設し常に安全に使用できるように維持管理すること。
- (4) 工事終了後は、速やかに工事仮設物を処分若しくは撤去し、清掃をしなければならない。
- (5) 仮橋、仮道、仮水路、工事中足場等に関する費用は受注者の負担とする。

第4節 PCB含有調査

(1) 調査等

本工事においては、撤去機器及び材料に微量PCBが含有する可能性が完全には否定できないため、撤去工事着手前に対象物のPCB含有調査を実施すること。

調査結果に基づき、PCB含有が確認された場合は、関係法令（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等）に基づき、適切に処理を行うこと。

(2) 調査対象

以下の設備・材料については、撤去前に含有調査を実施すること。

- ・ シーリング材
- ・ 塗料等

第2章 機械設備

第1節 一般事項

1 概要

本工事は、濃縮槽等の老朽化に伴い設備の更新を行うもので、今後の維持管理性の向上と、優れた安定性を兼ね備えた設備に更新することを目的とする。

2 工事内容

既設濃縮槽等の撤去及び更新を施す工事である。

更新対象は下記に示す設備とする。

(機械設備)

- ①第一濃縮槽 (排水処理設備)
- ②第二濃縮槽 (排水処理設備)
- ③天日乾燥床 (排水処理設備)
- ④ポンプ周り弁類 (排水処理設備)
- ⑤PAC 注入装置 (排水処理設備)

第2節 機器仕様

1 攪拌ポンプ

形 式 :	水中ポンプ
口 径 :	φ100
容 量 :	1.34m ³ /min×7.5m×3.7kW
電 源 :	三相×200V×50Hz
材 質 :	ケーシング FC200 羽 根 車 FC200 主 軸 SUS403
付 属 品 :	その他必要なもの
数 量 :	1台

2 PAC貯槽

容 量 :	100L
材 質 :	PVC製
そ の 他 :	目視液位計付
数 量 :	1槽

3 PAC 注入ポンプ

形 式 : 電磁定量ポンプ
容 量 : 18mL/min (Max)
吐 出 圧 力 : 0.5MPa (Max)
電 源 : 単相×100~240V×50Hz×20W
数 量 : 2 台

4 送水ポンプ

形 式 : 脱着式汚水用水中ポンプ
口 径 : $\phi 50$
容 量 : $0.134\text{m}^3/\text{min} \times 20\text{m} \times 1.5\text{kW}$
電 源 : 三相×200V×50Hz
材 質 : ケーシング FC200
羽 根 車 FC200
主 軸 SUS403
付 属 品 : 圧力計、脱着装置、その他必要なもの
数 量 : 2 台

5 繊維ろ過装置

型 式 : 圧力式高速繊維ろ過装置
設 計 耐 圧 : 0.2MPa
直 径 : $\phi 600$
処 理 能 力 : $8.0\text{m}^3/\text{h}/\text{塔}$
洗 浄 排 水 量 : $1.4\text{m}^3/\text{回}$
洗 浄 空 気 量 : $142\text{m}^3/\text{h} \times 40\text{KPa}$
材 質 : 本体 FRP、架台 SS400+塗装、配管 PVC
数 量 : 1 台 (2 塔式、内 1 塔予備)
付 属 設 備 : ①洗浄ポンプ

型 式 陸上渦巻ポンプ
口 径 $\phi 32$
容 量 $0.12\text{m}^3/\text{min} \times 17\text{m}$
動 力 三相×200V×50Hz×0.75kW
数 量 2 台 (内 1 台予備)

②洗浄水タンク

型 式 円筒型密閉槽
容 量 3m^3 、耐震度 1.5
材 質 PE 製
数 量 1 台

その他 補強棒、梯子、背籠、目視液位計、電極保持器 5P、
電極棒約 7m付

③現場制御盤

型 式 自立防水防塵式
寸 法 約 1000L×800W×2150H
材 質 SPCC+焼付塗装 (5Y7/1)
数 量 1面

付 属 配 管 :

水 配 管 : SUS304、Sch20
(繊維ろ過機基礎付近の既設配管から繊維ろ過機までの接続)

空 気 配 管 : SGP (白)
(PAC 室の外壁から繊維ろ過機までの接続)

6 空洗ブロワ

型 式 : ルーツブロワ
口 径 : $\phi 65$
吐 出 風 量 : 約 $142\text{m}^3/\text{h}$
吐 出 風 圧 : 約 45kPa
動 力 : 三相× $200\text{V}\times 50\text{Hz}\times 3.7\text{kW}$ 、インバーター制御
数 量 : 2台 (内 1台予備)
付 属 品 : 防振架台、吐出サイレンサ、フレキシブルジョイント付

7 上澄水返送ポンプ

型 式 : 水中ポンプ
口 径 : $\phi 40$
容 量 : $0.06\text{m}^3/\text{min}\times 8\text{m}$
動 力 : 三相× $200\text{V}\times 50\text{Hz}\times 0.25\text{kW}$
台 数 : 1台

8 濃縮汚泥移送ポンプ

型 式 : 水中ポンプ
口 径 : $\phi 50$
容 量 : $0.1\text{m}^3/\text{min}\times 8\text{m}$
動 力 : 三相× $200\text{V}\times 50\text{Hz}\times 0.4\text{kW}$
台 数 : 1台

第3節 材 料 仕 様

1 逆止弁

型 式： スイング式
口 径： JIS10K、50A
材 質： FC200
数 量： 1 式

2 仕切弁

型 式： 内ねじ式
口 径： JIS10K、50A、65A
材 質： FC200
数 量： 1 式

3 フランジ接合材

口 径： JIS10K、50A、65A、100A
材 質： EPDM/SUS304
数 量： 1 式

4 調整池点検口蓋

材 質： SS400+塗装
数 量： 1 式

5 階段

登 る 高 さ： 約 1.8m
階 段 幅： 約 0.75m～1.0m
材 質： SS400+塗装
数 量： 1 式

6 液位計

電極棒材質： SUS304
数 量： 2P、1セット（第2濃縮槽用①）
3P、1セット（第2濃縮槽用②）
5P、1セット（調整池用）
そ の 他： 保持器付、セパレート付

7 PAC室内壁に貼る吸音材

名 称： 吸音パネル

材 質： グラスウール 96K+ガラス不織布
厚 み： 25mm 程度

8 ガラリ

型 式： 角形ガラリ（水切り・網付）
材 質： アルミ製
有効換気面積： 130cm² 以上

第4節 工事仕様

1 据付工事

- (1) 各機器の据付けにあたっては十分に耐震性を考慮して行うこと。
- (2) 据付にあたっては水準器等によって完全に芯出し調整を行うこと。

2 配管工事

- (1) 揚水管、逆止弁、及び仕切弁を対象とし更新するもので、図面に明示してある配管一切を行うこと。
- (2) 据付にあたっては水準器等によって完全に芯出し調整を行うこと。

3 配線工事

- (1) 繊維ろ過現場制御盤への動力配線は、既設動力主幹盤からの供給となり、既設ピットを有効利用すること。
- (2) 繊維ろ過現場制御盤と電気室の間の信号線も既設ピットを有効利用すること。
- (3) 繊維ろ過現場制御盤から各機器（二次側）への配線を接続させること。

4 吸音材貼り付け工事

- (1) PAC 室内壁及び天井に吸音材を張り付ける。

第5節 既設撤去工事

本工事は、既設濃縮槽等設備を撤去するもので、主な撤去機器は次の通りである。

(1) 攪拌ポンプ	1 台
(2) PAC 貯槽	1 槽
(3) 注入ポンプ	2 台
(4) 送水ポンプ	2 台
(5) 第一濃縮槽（階段含む）	1 槽
(6) 攪拌機	1 基
(7) 上澄水返送ポンプ	1 台
(8) 濃縮汚泥移送ポンプ	1 台

産廃処理にはポンプ類・弁類・配管・保温材・配線類を含むものとし、撤去品は関係法令に基づき適正に処分すること。

第6節 試運転

本工事が完了と共に各機器の単体試験を行い、機器の能力が確認された時点で総合試験を行う事により設備全体における性能が充分満足するよう調整するものとする。

試運転は次の項目を実施する。

(1) 各機器運転調整および切換運転	1 式
(2) 総合試運転	1 式
(3) 技術指導	1 式

第3章 電気設備

1 概要

本工事は、排水処理設備更新に伴い、排水処理盤に電源の給電を行い、監視機器に機能増設を行うものである。また、以下の計装機器の更新を行う。

取水流量計（水位計測用レベル計）

調整池水位計

2 工事範囲

- (1) 3項に記載した機器の製作・据付工事
- (2) 3項に記載した機器の機器相互間の配線工事
- (3) 3項に記載した機器と既設機器との配線工事
- (4) 機器の接地工事
- (5) その他上記に伴う諸工事
- (6) 配線工事に関する特記事項

3 構成機器

- | | |
|---|-----|
| (1) 動力主幹盤<L1>機能増設 | 1 式 |
| (2) 監視テレメータ盤<LK・TM>機能増設 | 1 式 |
| (3) 監視操作盤<LK>機能増設 | 1 式 |
| (4) 中継端子盤<TB>機能増設 | 1 式 |
| 【子局：柏原 親局：鶉ノ木】 | |
| (5) 柏原テレメータ子局盤<TM-K1>及び場内コントローラ盤<COT-1>機能増設 | 1 式 |
| 【鶉ノ木浄水場】 | |
| (6) データサーバ<DS-1>機能増設 | 1 式 |
| (7) LCD 監視操作卓<LCD-1, 2, 3>機能増設 | 1 式 |
| (8) Web サーバ<WBE-1>機能増設 | 1 式 |
| 【柏原浄水場】 | |
| (9) 取水流量 | 1 組 |
| (10) 調整池水位 | 1 組 |

4 機器仕様

- (1) 動力主幹盤<L1>機能増設
 - ①数量 1 式
 - ②機能増設内容
排水処理設備更新に伴い電源送り配線用遮断器の交換を行う。
 - ③配線用遮断器交換 1 式

④その他必要なもの 1 式

(2) 監視テレメータ盤<LK・TM>機能増設

①数 量 1 式

②機能増設内容

盤内コントローラの更新を行う。

入出力は監視操作盤<LK>内の入出力基板で行う。

③コントローラ

CPU・電源共シングル構成

盤内の、TMR コントローラと中継端子盤内の TMT と伝送を行う。

処理点数

・デジタル入力(DI)	約 270 点
・アナログ入力(AI)	約 60 点
・パルス入力(PI)	約 3 点
・BCD 入力	約 4 点
・デジタル出力(DO)	約 120 点
・アナログ出力(AO)	約 1 点

④その他必要なもの 1 式

(3) 監視操作盤<LK>機能増設

①数 量 1 式

②機能増設内容

コントローラの更新を行う。

コントローラ本体は監視テレメータ盤<LK・TM>内に収納する。

③入出力基板

入出力点数

	既設	増加点数
・デジタル入力(DI)	約 270 点	約 20 点
・アナログ入力(AI)	約 60 点	
・パルス入力(PI)	約 3 点	
・BCD 入力	約 4 点	
・デジタル出力(DO)	約 120 点	約 10 点
・アナログ出力(AO)	約 1 点	

④その他必要なもの 1 式

(4) 中継端子盤<TB>機能増設

①数 量 1 式

②機能増設内容

排水処理設備更新に伴う伝送処理項目の変更

③伝送処理項目

	既設	増加点数
・デジタル入力(DI)	約 270 点	約 20 点
・アナログ入力(AI)	約 60 点	
・パルス入力(PI)	約 3 点	
・BCD 入力	約 4 点	
・デジタル出力(DO)	約 120 点	約 10 点
・アナログ出力(AO)	約 1 点	

④その他必要なもの 1 式

(5) 柏原テレメータ盤<TM-K1>及び場内コントローラ盤<COT-1>機能増設

①数 量 1 式

親局：鵜ノ木浄水場 場内コントローラ盤<COT-1>

子局：柏原浄水場 柏原テレメータ盤<TM-K1>

②機能増設内容

排水処理設備更新に伴う伝送項目の変更

③伝送項目

	既設	増加点数
・デジタル入力(DI)	約 270 点	約 20 点
・アナログ入力(AI)	約 60 点	
・パルス入力(PI)	約 3 点	
・BCD 入力	約 4 点	
・デジタル出力(DO)	約 120 点	約 10 点
・アナログ出力(AO)	約 1 点	

④その他必要なもの 1 式

(6) データサーバ<DS-1>機能増設

【鵜ノ木浄水場】

①数 量 1 式

②機能増設内容

排水処理設備更新に伴う管理蓄積項目の変更

③管理蓄積項目

	既設	増加点数
・デジタル入力(DI)	約 270 点	約 20 点
・アナログ入力(AI)	約 60 点	
・パルス入力(PI)	約 3 点	
・BCD 入力	約 4 点	
・デジタル出力(DO)	約 120 点	約 10 点
・アナログ出力(AO)	約 1 点	

上記点数には、鶉ノ木場内や他浄水場点数は含まない

④その他必要なもの 1 式

(7) LCD 監視操作卓<LCD-1, 2, 3>機能増設

【鶉ノ木浄水場】

①数 量 1 式

②機能増設内容

排水処理設備更新に伴う管理項目、プロセス画面の変更

③管理項目変更

	既設	増加点数
・デジタル入力(DI)	約 270 点	約 20 点
・アナログ入力(AI)	約 60 点	
・パルス入力(PI)	約 3 点	
・BCD 入力	約 4 点	
・デジタル出力(DO)	約 120 点	約 10 点
・アナログ出力(AO)	約 1 点	

上記点数には、鶉ノ木場内や他浄水場点数は含まない

④LCD 画面変更

LCC 画面変更 約 1 画面

⑤その他必要なもの 1 式

(8) Web サーバ<WBE-1>機能増設

【鶉ノ木浄水場】

①数 量 1 式

②機能増設内容

排水処理設備更新に伴う管理項目、プロセス画面の変更

③管理項目変更

	既設	増加点数
・デジタル入力(DI)	約 270 点	約 290 点
・アナログ入力(AI)	約 60 点	
・パルス入力(PI)	約 3 点	
・BCD 入力	約 4 点	
・デジタル出力(DO)	約 120 点	約 10 点
・アナログ出力(AO)	約 1 点	

上記点数には、鶴ノ木場内や他浄水場点数は含まない

④LCD 画面変更

LCC 画面変更 約 1 画面

⑤その他必要なもの 1 式

(9) 取水流量

①数 量 1 組

②構成機器

電波式レベル計 1 台

同上用変換器 (演算器) 1 台

計装用避雷器 1 式

パルス変換器 (V/F) 1 台

積算カウンタ 1 台

縦型指示計 1 台

③その他必要なもの 1 式

(10) 調整池水位

①数 量 1 組

②構成機器

電波式液位計 (ガイドウエーブ式) 1 台

計装用避雷器 1 式

アイソレータ 1 台

警報設定器 (2 接点) 2 台

縦型指示計 1 台

③その他必要なもの 1 式

5 撤去機器

本工事にて以下の機器装置を撤去する。

(1) 排水処理設備動力盤

- ①数量 1面
- ②形式 屋内自立形
- ③寸法 600W×2150H×450D

(2) 上澄水返送ポンプ盤

- ①数量 1面
- ②形式 屋外スタンド形
- ③寸法 350W×450H×250D

(3) 取水流量計（レベル計）

- ①数量 1台
- ②形式 超音波式
- ③その他 変換器含む

(4) 調整池水位計

- ①数量 1台
- ②形式 電波式（ガイドウエーブ）

(5) その他特記事項

機器撤去に伴い、管理棟監視室の配線ピット用蓋（鋼板製）の改修を行うこと。